

第 3 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成28年6月7日

開 会 中

場所 第 4 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成28年6月7日(火曜日)

午前9時58分開議

午前11時24分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成28年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

議案第2号 平成28年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第8号 熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例の制定について

議案第9号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 平成27年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

請第12号 熊本地震における家庭動物（主に犬・猫などのペット）同行避難者の公営住宅および応急仮設住宅への入居を求める請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

出席委員（7人）

委員長 浦田 祐三子

副委員長 増 永 慎一郎

委員 岩 下 栄 一

委員 藤 川 隆 夫

委員 池 田 和 貴

委員 濱 田 大 造

委員 岩 本 浩 治

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 古 閑 陽 一

政策審議監 渡 辺 克 淑

医 監 迫 田 芳 生

長寿社会局長 本 田 充 郎

子ども・障がい福祉局長 松 永 寿

健康局長 立 川 優

健康福祉政策課長 野 尾 晴一朗

健康危機管理課長 岡 崎 光 治

高齢者支援課長 谷 口 誠

認知症対策・

地域ケア推進課長 松 尾 俊 司

社会福祉課長 吉 田 雄 治

子ども未来課長 奥 山 晃 正

子ども家庭福祉課長 富 永 章 子

障がい者支援課長 井 上 康 男

医療政策課長 松 岡 正 之

国保・高齢者医療課長 高 水 真守生

健康づくり推進課長 坂 本 弘 一

薬務衛生課長 大 川 正 晃

病院局

病院事業管理者 永 井 正 幸

総務経営課長 清 原 一 彦

事務局職員出席者

議事課主幹 門 垣 文 輝

政務調査課主幹 福 島 哲 也

午前9時58分開議

○浦田祐三子委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第3回厚生常任委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、本委員会のメンバーでありました故重村委員の御冥福をお祈りして、黙禱をささげたいと思います。

皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○浦田祐三子委員長 黙禱。

（黙禱）

○浦田祐三子委員長 黙禱を終わります。

御着席ください。

（着席）

○浦田祐三子委員長 それでは、本日の委員会は、執行部の全員が出席した初めての委員会でありますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

お手元の組織機構図及び役付職員名簿に従い、課長以上の紹介をお願いします。また、審議員、課長補佐等につきましては、同名簿のとおりであります。

それでは、健康福祉部、病院局の順でお願いをいたします。

（健康福祉部長、政策審議監～病院局総務経営課長の順に自己紹介）

○浦田祐三子委員長 1年間このメンバーで審議を行いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、今回付託された請第12号について、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

請第12号についての説明者を入室させてください。

（請第12号の説明者入室）

○浦田祐三子委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

（請第12号の説明者の趣旨説明）

○浦田祐三子委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査いたしますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第12号の説明者退室）

○浦田祐三子委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、付託議案等について担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、古閑健康福祉部長。

○古閑健康福祉部長 健康福祉部関係の議案の説明に先立ち、健康福祉部における平成28年熊本地震への対応につきまして御説明を申し上げます。

4月14日、16日の地震発生から約一月半がたちました。この地震により69名ものとうとい命が失われ、まだ1名の方の安否がわかっておりません。また、家屋の被害は、現在把握しているだけでも、全壊の住宅で約7,000棟、家屋被害全体では11万棟を超えております。さらに、今なお7,000人以上の方が避難所での生活を余儀なくされております。

健康福祉部としましては、被災者の痛みの最小化を図るため、避難所の住環境の整備などに取り組んでおります。また、応急仮設住宅の整備を急ぐとともに、被災者の心のケア体制の充実を図り、一日も早い生活再建に向けて、被災者に寄り添いながら全力で取り組んでまいります。

続きまして、本会議に提出しております健康福祉部関係の議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係2議案、条例等関係2議案、報告1件でございます。

まず、第1号議案の平成28年度熊本県一般会計補正予算(第4号)についてですが、熊本地震への対応としまして、総額298億700万円余の増額となる補正予算をお願いしております。

その主な内容ですが、災害救助法に基づく

救助の実施として、応急仮設住宅やみなし仮設住宅の増設、他都道府県による救助に係る経費の支弁などに係る予算を計上しております。

次に、第2号議案の平成28年度熊本県一般会計補正予算(第5号)についてですが、いわゆる肉づけ予算として、総額9,000万円余の増額となる補正予算をお願いしております。

その主な内容ですが、認知症に係る医療体制、関係機関の連携体制強化と認知症の早期発見及び相談体制を強化する事業に要する経費などに係る予算を計上しております。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の平成28年度の予算総額は1,922億2,000万円余となります。

次に、条例等関係についてですが、第8号議案の熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特別基金条例を廃止する条例の制定について外1件を提案しております。また、報告関係議案として、平成27年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の御報告をさせていただくこととしております。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○浦田祐三子委員長 それでは次に、担当課長から説明をお願いします。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。着座のまま平成28年度6月補正予算関係について御説明申し上げます。

説明資料2ページをお願いします。

まず、震災対策分から御説明します。

社会福祉総務費でございます。

右端の説明欄をお願いします。

1の社会福祉諸費のうち、社会福祉施設等に対する応援職員派遣体制構築事業でござい

ます。

社会福祉施設等におきましては、職員が被災したことによる人材不足や、また、高齢者や障害者等の要援護者を緊急的に社会福祉施設へ受け入れたことにより、人員不足が生じています。これらの職員が不足する施設に対しまして、県外からの応援職員の派遣に係る調整を行うコーディネーターを設置する事業でございます。

次に、下段の災害救助費でございます。

1の災害救助対策費のうち、災害救助費でございます。4月専決予算では、東日本大震災時の仮設住宅の利用状況や民間賃貸住宅の空き状況を勘案いたしまして、応急仮設住宅、みなし仮設住宅の予算を、それぞれ2,100戸としておりました。その後、各市町村からの要望を踏まえつつ、住宅の被害状況、被災者の意向から、応急仮設住宅については2,500戸分、みなし仮設住宅については1,500戸分の予算を今回追加計上しております。これにより、県全体の仮設住宅につきましては、予算上は、仮設住宅では4,600戸、みなし仮設住宅では3,600戸、計8,200戸を確保したこととなります。

あわせて、地震による被害で市場に出ていない民間賃貸住宅について、みなし仮設住宅として活用するため、補修に要する経費を支援することとしており、その補修経費1,800戸分10億円を計上しております。

また、他県が災害救助法に基づき実施する救助に要した費用を支弁するための経費20億円も計上しております。

続きまして、資料5ページをお願いします。

通常分、肉づけ分でございます。

社会福祉総務費でございます。

右端の説明欄をお願いします。

1の社会福祉諸費、介護福祉士等修学資金貸付事業費補助、県負担分でございます。介護福祉士等の資格取得を支援するための修学

資金の貸し付け及び一旦介護職を離れた人材の再就職を支援するための就職準備金の貸し付けを実施する団体に対しまして、貸付原資等の助成を行うものです。

次に、2の国庫支出金返納金のうち、国庫支出金精算返納金でございますが、熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の廃止に伴い、基金残額を国庫に返納するものでございます。

続きまして、条例等議案について御説明いたします。

17ページをお願いいたします。

第8号議案熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例の制定についてでございます。

当該基金は、先ほど説明しましたように、平成21年度に国の交付金を積み立て造成したものでございますが、基金を活用した事業が終了したため、国の規定に基づき、当該基金を廃止するものでございます。

施行日は、公布の日としております。

次に、24ページの明許繰越費に係る繰越計算書の報告でございます。24ページをお開きください。

まず、介護福祉士等修学貸付資金補助事業費3億2,929万8,000円でございますが、これは、先ほど説明いたしました6月補正で計上しております介護福祉士等資金貸付事業費補助の国負担分でございます。

国の経済対策に伴い、2月補正予算に計上したものでございますが、繰り越しの上、県負担分と合わせて、貸し付け実施団体に対して貸付原資等を助成するものでございます。

続きまして、就労困難な人の新たな働く場づくり事業費254万3,000円でございますが、これは、障害のある方や引きこもりのある状態にある方など、一般の労働市場で不利な立場にある人の特性に応じた仕事をつくり出し、ビジネスとして事業を確立する新たな働く場の事業者モデルの育成に向けた調査研究

に係る経費でございます。

国の経済対策に伴い、2月補正で計上したものでありますが、今年度、事業者や就労弱者の現状把握や先進事例調査、支援策等の検討を行う予定でございます。

続きまして、くまもと暮らし安心システム推進事業費1,228万9,000円でございます。これは、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、医療や介護、生活支援等が一体的に提供されます地域包括ケアシステム構築に合わせまして、住民の健康づくりや高齢者等の社会活動、就労支援を推進するくまもと暮らし安心システムの実現に取り組む市町村への助成等を行う経費でございます。

国の経済対策に伴い、2月補正予算に計上したものでございますけれども、今年度、各市町村に周知、協議の上、システム実現に向けてモデル的に事業を推進する市町村を選定いたしまして、取り組みを支援していく予定でございます。

健康福祉政策課からの説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

補正予算の通常分でございます。

食品衛生指導費267万4,000円の増額補正をお願いしております。

説明欄1をお願いいたします。

食肉衛生検査所費といたしまして、食鳥肉の処理安全対策事業を計上しております。

内容は、食鳥肉に付着しておりますカンピロバクターという病原微生物、これを食鳥処理場内で低減させる方法の実証実験の実施でございます。全国4カ所のモデル事業に手を挙げさせていただいております。食の安全に資する事業でございますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○谷口高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

まず、3ページをお願いいたします。

目名、民生施設補助災害復旧費でございますが、説明欄にありますように、社会福祉施設災害復旧費について、熊本地震で被災しました特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人保健施設など、138施設分の老人福祉施設等の復旧に要する経費として31億4,700万円余の増額補正をお願いしております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

6月補正予算通常分でございます。

目名は老人福祉費でございますが、補正額として850万円余の補正をお願いしております。

高齢者福祉対策費のうち、(1)の県・市町村老人クラブ連合会活動推進事業については、県老人クラブ連合会の運営や生きがい、健康づくり活動に要する経費に対しての助成でございます。660万円余の補正をお願いしております。

次の(2)のシルバーヘルパー活動推進事業につきましては、県老人クラブ連合会が実施しますシルバーヘルパー活動を推進するための会議や啓発活動の事業に要する経費に対しての助成でございます。180万円余の補正をお願いしております。

以上、高齢者支援課の6月補正予算といたしましては、震災分と合わせまして、合計31億5,600万円余の補正をお願いしております。

続きまして、報告第1号を説明いたします。

説明資料の25ページをお願いいたします。

報告第1号平成27年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

事業名の欄の上段の施設開設準備経費助成

特別対策事業費でございますが、特別養護老人ホーム、グループホーム等、16施設の整備に係る職員給与費、備品購入等の準備経費1億9,560万円の繰り越しが確定いたしましたので、御報告いたします。

早い事業所では4月上旬、遅いところでは12月までに開設予定となっております。

次に、下段の介護基盤緊急整備等事業費でございますが、これは、地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所など、11施設に係る整備費7億6,000万円の繰り越しが確定しましたので、御報告いたします。

早い事業所で4月、遅い事業所で10月末に竣工する予定となっております。

以上が高齢者支援課分でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松尾認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

8ページをお願いいたします。

通常分でございます。

老人福祉費になります。

説明欄の1、高齢者福祉対策費の事業ですが、認知症診療・相談体制強化事業につきましては、認知症に係ります医療体制、関係機関との連携体制強化と認知症の早期発見及び相談体制を強化するために、2次医療圏ごとに認知症疾患医療センターを設置しております。

今回新たに、菊池圏域におきまして、地域拠点型の認知症疾患医療センターを指定し、その運営事業に要する経費325万円余の増額補正をお願いするものでございます。

以上、当課は、6月補正予算としまして325万円余の増額補正をお願いしております。

次に、26ページをお願いいたします。

繰越明許費の報告でございます。

事業名の欄、中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業についてですが、これは、中山間地域など、いわゆる医療や介護など社会資源の乏しい条件不利地域での住民参加による地域ケア包括体制づくりに必要な経費でございます。

国の緊急対策によりまして、2月の補正で補正をさせていただいておりましたが、全額を今年度に繰り越しさせていただいており、現在、事業を実施します市町村並びに団体を募集しているところでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

震災分として、遺家族等援護費で201万1,000円の補正をお願いしております。補正の内容は、今般の地震で被災した慰霊碑の修復に対する助成でございます。

次に、説明資料の9ページをお願いいたします。

通常分として、遺家族等援護費で259万7,000円の補正をお願いしております。

補正の内容は、いずれも団体補助でございまして、(1)の遺家族等援護事業補助金が県戦没者追悼式の開催等に対する助成、(2)の海外慰霊巡拝事業費は、県遺族連合会が2年に1度行っております慰霊巡拝に対する助成でございます。

最後に、繰越明許費に係る繰越計算書の報告関係について御説明申し上げます。

27ページをお願いいたします。

保護施設整備費の3億5,198万8,000円につきましては、昨年度の2月議会で経済対策分として補正いたしました菊池市に所在する救護施設の老朽改築に伴う助成でございます。現在設計中でありまして、来年3月ごろには工事が完了する予定となっております。

社会福祉課は以上です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○奥山子ども未来課長 子ども未来課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

まず、通常分の補正予算を御説明いたします。

児童福祉総務費といたしまして2,725万円の増額をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

児童健全育成費の子ども・子育て支援事業支援計画推進事業です。資料では推進の進の字が抜けております。申しわけございません。訂正させていただきます。

これは、子供を安心して生み育てる社会づくりを目指して、昨年10月に総合戦略を策定いたしまして、子育て支援に取り組んでいるところでございますが、この取り組みをさらに加速させるため、関係者から意見を聞くための委員会の設置、運営に関する経費でございます。

次に、保育士等確保対策費です。保育士の資格取得を支援するための修学資金の貸し付けや潜在保育士の再就職支援のための就職準備経費の貸し付け等について、貸し付けを実施する団体に貸付原資等の費用、助成を行うものでございます。

次に、児童福祉施設費といたしまして60万円余の増額をお願いしております。これは、保育所の円滑な運営に資する事業を行っている熊本県保育協会に対する助成でございます。

以上、通常分の補正予算として2,789万円余の増額をお願いしております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

第9号議案として、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を御提案しております。

内容は、条例案の概要で御説明いたしますので、23ページをお願いいたします。

条例改正の趣旨でございます。

児童福祉施設の施設及び運営に関する基準等について省令の一部改正がございましたので、関係する3つの条例の関係規定を整備するものでございます。

内容ですが、(1)にありますとおり、保育所及び幼保連携型認定こども園の基準について、4階以上に保育室等を設ける保育所等が設けなくてはならない避難用の屋内階段の構造の基準を見直すものでございます。

なお、本県には4階建ての保育所等はありませんので、この規定が適用される保育所等は現在ございません。

次に、(2)にありますとおり、保育所及び認定こども園の職員の配置基準について、保育事業に対して保育所や保育士等が不足している事情に鑑み、当分の間、必要とされる保育士のうち3分の1までの範囲で、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の資格を有する者を保育士とみなして配置することができるものとしております。

また、一定の条件のもと、知事が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置することができるものとしております。

(3)として、その他所要の規定の整理を行うこととしております。

施行期日は、公布の日としております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

繰越明許費の繰越計算書でございます。

3つございます。

地域少子化対策強化交付金事業費は、結婚、妊娠、出産、子育てに関して先駆的な取り組みを行う市町村に対する助成事業です。次の低所得者向け結婚に伴う新生活支援事業費は、年収300万円未満の世帯を対象に、結婚後の新生活のスタートに必要な新居の家賃や引っ越し費用を補助する市町村への助

成事業でございます。3つ目の保育士修学貸付資金等補助事業費は、先ほど通常分の補正予算の説明でも触れましたが、保育士の資格取得支援や潜在保育士の再就職支援のための貸付事業です。

これら3つとも2月議会において経済対策分の補正予算として計上させていただきましたが、27年度中には事業の実施ができませんでしたので、全額繰り越しております。今後、順次事業を実施していく予定でございます。

子ども未来課は以上です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○富永子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

資料の11ページをごらんください。

子ども家庭福祉課は、補正予算額として861万3,000円を通常分で要求させていただいております。

資料の右端、説明の欄をごらんください。

ひとり親対策費のうち、県母子寡婦福祉連合会に対する補助金として65万3,000円を上げさせていただいております。これは、社会福祉法人熊本県母子寡婦福祉連合会が母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進を図るために行う相談事業等を支援するものでございます。

次に、2番目の事業です。

(2)ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助でございます。526万円を上げております。この事業は、ひとり親家庭の親に対して、看護師、保育士等就職に有利な資格の取得を勧め、自立促進を図るため、これまで給付していた職業訓練促進給付金に加え、新たに入学準備金、就職準備金を貸し付けるもので、その貸付事業を行う団体に対して貸付原資と事務費等を助成するものでございます。

次に、2、児童扶養手当支給事業費でござ

います。こちらは270万円を上げております。これは、ひとり親家庭等に対して支給している児童扶養手当が、国の制度改正によりまして、8月から、第2子の加算額が現行の5,000円から1万円に、第3子以降の加算額が3,000円から6,000円となります。それに伴い、システムの一部改修を行うものでございます。

最後に、児童福祉施設費として上げております。民間施設運営費補助430万3,000円でございます。児童養護施設等退所者自立支援資金貸付事業費補助として上げております。これは、児童養護施設等を退所し、就職や進学をする者のうち、保護者がいない、または保護者からの養育拒否などにより安定した生活基盤を確保することが難しい場合に、家賃の相当額や生活費の貸し付けを行う団体に対して、その貸付原資並びに事務費を助成するものでございます。

以上、通常の補正予算額としまして1,291万6,000円を要求させていただいております。

続きまして、明許繰越しについて御報告でございます。

29ページをごらんください。

2事業でございます。これにつきましては、いずれも、先ほど補正予算として説明した事業の貸付事業になります。

まず、上の段でございます。

ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付資金補助事業費でございます。先ほど補正予算で説明した事業でございますが、国の経済対策として、昨年度、2月補正予算で国庫補助分を計上しておりました。この1億4,157万円につきまして、全額繰越しをさせていただきたいと思っております。

また、下段の児童養護施設退所者等自立支援貸付資金補助事業費ですが、こちらも、昨年度、2月補正予算で国庫補助分1億1,859万6,000円を計上しておりました。その全額

を繰越しで上げさせていただいております。

いずれも、県負担分と合わせまして、今年度、事業執行をしたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○井上障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

6月補正予算通常分について御説明申し上げます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

障害者福祉費でございます。1,130万円余の増額をお願いしております。

説明欄1、障がい者扶助費の新規事業で、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業は、小児科等のかかりつけ医が一定水準の発達障害の診断や対応ができるようにするための事業で、県の歯科医師会に委託して実施する予定でございます。

2の障がい者福祉諸費ですが、(1)と(2)は、それぞれ熊本県障害者スポーツ・文化協会、それと、社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会の運営費に対する補助でございます。

(3)の障がい者職場実習促進事業は、障害のある方の一般就労を促進するために、障害のある実習生を受け入れるための環境整備などを行う農業法人等に対する補助でございます。1件50万の6件分を予定しております。

(4)の障がい者芸術・文化推進事業は、障害に対する理解促進を目的として実施しますくまもとハートウィークの実行委員会に対する県の負担金でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

上段の3、発達障害者福祉費の発達障がい者支援体制整備事業ですが、発達障害児者に対する支援体制の検討ですとか、支援者の研修及び普及啓発に要する経費でございます。

中段の公衆衛生総務費で85万円余の増額を

お願いしております。

説明欄の1、母子衛生費の肢体不自由児協会運営費補助は、公益財団法人熊本県肢体不自由児協会の運営費に対する補助でございます。

下段の精神保健費で230万円の増額をお願いしております。

説明欄の(1)は、公益社団法人熊本県精神保健福祉協会の運営費に対する補助でございます。

(2)の地域自殺対策推進センター運営事業費は、県、市町村、関係機関、民間団体等が連携、協働して自殺対策を総合的に推進するために、精神保健福祉センターに設置する熊本県自殺対策推進センターの運営に要する経費でございます。これにつきましては、ことし4月1日に自殺対策基本法が改正されまして、施行されました。都道府県、市町村に地域自殺対策推進センターを置くことになっておりますので、その経費でございます。

以上、6月補正予算通常分として1,440万円余の増額をお願いしております。

続きまして、繰り越し関係について報告をさせていただきます。

説明資料の30ページをお願いいたします。

社会福祉費の障がい者福祉施設整備事業費の施設整備、これは1件でございますが、入札が不調に終わりました、それを踏まえまして設計変更等に時間を要したために、繰り越したものでございます。年内には竣工の見込みでございます。

障がい者支援課の説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松岡医療政策課長 医療政策課でございます。

資料14ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で146万9,000円の増額をお願いしております。

1、衛生諸費の衛生検査所精度管理検査事業は、県内に180ほどあります臨床検査施設の検査値のばらつきを減らし、平準化を図る事業でございます。県医師会に対する定額補助でございます。

2、保健医療推進対策費の救急医療対策補助事業ですが、救急医療連絡協議会の開催、あるいは9月9日の救急の日に関連して行います県民向けシンポジウムや講演会、医療関係者に対する研修会などを行うための助成事業でございます。

下段、医務費ですが、192万8,000円の増額をお願いしております。

歯科医療確保対策事業は、休日診療や心身障害児者の歯科診療を行います歯科医師会口腔保健センターに対する助成でございます。合計で339万7,000円の増額をお願いしております。

続きまして、繰越計算書の報告をさせていただきます。

飛びまして、31ページをお願いいたします。

上から2行目の欄ですが、1、公衆衛生費で3億6,120万円余を繰り越しております。

脳卒中等医療推進事業費ですが、急性期拠点病院が行います脳卒中、急性心筋梗塞関係の設備整備に対する助成事業です。整備を予定する機器の27年度内整備が難しくなったために繰り越しをしたものです。本年10月末までには事業完了の予定でございます。

次の小児周産期設備整備事業費は、平成27年度の国の経済対策による事業でございます。対象医療機関の機器整備に対する助成事業ですが、国の内示が今年度になったために繰り越しを行っております。

3、医薬費で649万5,000円を繰り越しております。

看護職員確保総合推進事業費ですが、これは、看護職員の確保のために行います働きやすい職場づくりを支援する事業です。このう

ち、病院内保育所の改築事業におきまして設計変更を行ったために繰り越しを行ったものですが、9月末までには完了の予定でございます。

医療政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高水国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

通常分の国民健康保険指導費でございます。

説明欄をごらんください。

国民健康保険助言指導等事業でございまして、平成30年度からの国保財政運営責任等の都道府県移行に向け、必要となるシステム改修に係る経費でございます。本年10月に国から配付される国保納付金算定システムと連携させるため、9月までに既存の事業報告システムの改修を行うためのものがございます。補正額は88万6,000円でございます。全額国庫補助でございます。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

16ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で128万6,000円の増額をお願いしております。

1の栄養指導対策費は、熊本県食生活改善推進員連絡協議会の運営に要する経費について助成するものでございます。

2の原爆被爆者特別措置費は、原爆被害者団体協議会への補助で、原爆被爆者の福祉の向上を図るための団体の運営に要する経費及び原爆死没者の慰霊式典に要する経費について助成するものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

繰越計算書につきまして御報告いたします。

公衆衛生費で1,900万を繰り越しております。

健康長寿推進事業につきましては、県民総ぐるみで健康づくりを推進するくまもとスマートライフプロジェクトのさらなる普及啓発に要する経費で、情報発信の充実強化、健康づくり活動の好事例づくりと普及を行うものでございます。国の補正予算の経済対策による事業で平成27年度2月補正で承認いただきましたが、年度内に十分な実施期間がとれなかったため、1,900万を繰り越したものです。事業完了は、平成29年3月を予定しております。

以上で御報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○藤川隆夫委員 2ページの社会福祉総務費の中の新しい事業で、現在被災して困っているところというか、人員不足のところに対応しているという話だったですけれども、施設の中です。その中で、外から多くの方が来ていると思うんですけれども、その中でどの程度の施設が今そういう形で入られているのか。また、この仕組み自体、いつまで続けるのか、また、その人員が足りないから入れてくれということに関しての、これは要請で入れるのか、それとも応援するための基準とか何かあるのか教えてください。

○野尾健康福祉政策課長 まず、この仕組みにつきましては今年度から始めております。来年度以降どうするかは、ニーズを聞きながらと思っておりますが、まず、どのくらいの

施設があるかということ、済みません、手元にデータありませんが、私が持っております人ベースのデータでいきますと、6月1日現在で派遣要望が78名に対して73人を派遣している状況というふうに聞いております。

一応どういうふうな必要性があるかについては、このコーディネーターのほうでいろいろ状況を聞き取った上で、いろいろな施設ごとに、1週間くださいとか、1カ月くださいとか、マッチングの問題があるみたいです。実際お困りなのはお困りみたいで、その点を県社協のほうにコーディネーターを置いて、きめ細やかに、各団体と調整しながら聞き取ってからマッチングをしているというのが現実でございます。

施設について、済みません、今手元にデータがありませんので、申しわけございません。

○藤川隆夫委員 ありがとうございます。

確かに、困っている施設がたくさんあると思いますので、できる限り現場の声を聞いて、そしてどこまでできるかわからないかとは思いますが、それが解消されるまでできればやっていただきたいと思います。

以上です。

○池田和貴委員 今の野尾課長のことに関連してなんですが、これは社会福祉施設等と書いてありますが、これは、対象はどういう施設になるんですかね、高齢、障害とかいろいろあると思うのですけれども。

○野尾健康福祉政策課長 高齢と障害と、あと、子供のほうも若干入れております。

○池田和貴委員 保育のほうも。

○野尾健康福祉政策課長 保育のほうもですね。

○富永子ども家庭福祉課長 児童養護施設もあります。

○野尾健康福祉政策課長 児童養護施設を入れているそうです。済みません。

○池田和貴委員 わかりました。結構幅広くなんですね。

○野尾健康福祉政策課長 はい。

○池田和貴委員 わかりました。

○岩下栄一委員 医療政策課ですけれども、2点あります。

救急医療体制ですけれども、今回パニック状態で非常に救急搬送がうまくいかなかったというふうに思うのですね。それで、今回の地震等で明らかになった救急医療の問題点といますかね、そのあたりが何か幾つかあったのではないかと思うのですけれども……。

○浦田祐三子委員長 その他に。ちょっと議案……。救急はP14。

○岩下栄一委員 直接は関係ないけれども、一応。

それともう1点は、これも議案の中のごく一部だけれども、周産期医療ですね。市民病院が崩落して、うちの娘も福岡のこども病院に移りましたが、周産期の女性たちがほかに搬送されたわけです。市民病院はもともとそうだったけれども、建てかえて、周産期医療の中核的な施設になるというふうなことが新聞報道で出されておりますけれども、県はどのようにこれに関与していくのかということですね。熊本産院というのが市立の前あって、財政難で廃止になって市民病院にその機能が移管されたわけですが、市の主体的な出

来事だけでも、県としてもこの周産期医療にどのように関与していくのかなというのが非常に大きな……。

○浦田祐三子委員長 議案……。

○岩下栄一委員 議案で、後ろに周産期医療の繰越明許費にあったでしょう。医療政策課ですよ。小児周産期設備整備事業。直接的には関係ないけれども。

○松岡医療政策課長 医療政策課でございます。

まず、1点目のこの救急医療対策に対する問題点ということで、14ページのこの救急医療連絡協議会のことに関連してのお尋ねかと思いますが、こちらの協議会につきましては、主にこの救急の日の関連行事の内容について御報告、御審議、あるいはいろんな調査の実施等をやる定例的な会議でございます。

委員が今御指摘のありました今回の災害を機に、いろんな現場で問題になったこと、できたこと、できなかったことを含めての検証につきましては、今後——まだ今対策本部実施中でございます。県外からの医療、救護の応援部隊については6月1日ではほぼ終了して、今は県内の医師会の先生方に引き継ぎを行っていただいて、現在対応しているところでございますが、今後、いろんな各種会合等で、そういった課題については、いろんな御意見を聞きながら整理していきたいと思っております。

それと、2点目の周産期医療の関係ですが、繰越計算書の31ページのところにありますこの小児周産期等の整備事業、これは、通常の周産期医療を行っています病院等の小児用カートとか保育器とかの設備整備に関する助成事業でございます。

今御指摘のありました市民病院の件につきましては、議案とは直接関係ありませんが、

少し御報告させていただきますと、5月の中旬に市長が再建方針を発表されて、きのう第1回の再建に向けた懇談会というのが開催されております。健康福祉部長が、県のほうではメンバーに入っております。

市民病院のほうでは、再建の基本的な考え方として3点出しておいでになっています。地震に、いわゆるこの災害に強い病院、それと周産期母子医療を中心とした病院、それともう1つが、安定的な経営ができる病院というようなコンセプトを持って今後8月までに基本計画をつくっていくというような話が、きのうあったところでございます。

周産期医療につきましては、これまで長い間、市民病院だけでなく、日赤、熊大病院、あるいは福田病院等の他の周産期医療センターと連携しながら、これまでの形をつくっていただいておりますので、引き続きその役割というのは担っていただきたいと思っておりますが、そのほかの業務、がん対策であるとか、感染症であるとか、いろんな役割を担っておいでです。市のほうでは、できるだけコンパクトにしたいと。現在34の診療科があるようですが、それも減らしてはどうかみたいな意見も出ていたようです。

今後、そういった議論の中で、県として必要な高度な政策医療については、要望なりお願いをしていきたいと思っておりますし、再建に向けた支援については精いっぱいかわっていききたいと思っております。

○岩下栄一委員 よろしゅうございます。

○井上障がい者支援課長 先ほどの説明の一部訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほど、地域自殺対策推進センターが、法改正によって都道府県、市町村に設置することになったと申し上げましたが、都道府県と政令市の誤りでございます。訂正させていただきます。

○濱田大造委員 健康福祉政策課、2ページで質問なんですけど、仮設住宅が4,600戸、みなしが3,600、合計8,200戸を予定しているということなんですけど、仮設住宅の戸数が当初の予定よりどんどんふえているなど感じています。それで、最終的に全て建ち終わるのは何月ぐらいになるのかと。

あと、みなしに関してなんですけど、地元の不動産屋さんに、どうなっているんですかと状況を聞いたら、手数料が通常より半額なんですかね。不動産屋さんが世話して、なかなかその辺で、仕事としては非常に不動産屋側からしてみれば扱いにくい案件だという話も聞いているんですけど、その辺どうなっているのか教えてください。

○野尾健康福祉政策課長 まず、仮設住宅の今の進捗状況でございますが、今着工しておりますのが、全体で16市町村56団地2,657戸でございます。

委員おっしゃったように、いつまでこれが建ち上がっていくのかという御質問ですが、まだ今着工準備中のもあります、実を申し上げます。それは、用地の準備とかをした上でいろいろな協議をして建てていきますので、いつまでという回答は、なかなか私の口からは、今現状不確定要素が多いので、差し控えさせていただきたいんですけど、今着工しております56団地については、表で見ますと、7月の中旬までには、全体的に建ち上がっていくという状況になっております。

次に、みなし仮設で使いにくいと御指摘でございますが、まず、県のほうで負担しますのは、家賃、先ほどおっしゃった礼金、これは家賃の1カ月分を限度としております。次に、仲介手数料、家賃の0.54カ月分を限度としております。あと、退去時の修繕負担金、家賃の2カ月分を限度。あと、火災保険等損害保険料、こちら辺を原則的に対象にしてお

りまして、委員がおっしゃったように、通常の商業ベースの半分というのが、済みません、私の肌感覚ではよくわからないんですけども、この取り決めは、いわゆる不動産の経営者協会とか賃貸協会とかそういう3団体とお話をして、この形でよろしいでしょうかという話をしつつ、また、これまでこの救済法の適用を受けて、みなし仮設住宅を活用している先例を交えながら決めた線でございますので、なかなかそれが不足しているということに対して、経営者の方がそうお感じかもしれないですけど、県としてはこの線でやらせていただきたいということをお願いをして、そういうふうな賃貸業3団体は御了解いただいているということをお理解いただければと思います。

大変恐縮でございますけれども、よろしく申し上げます。

○濱田大造委員 了解しました。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑は。

○岩本浩治委員 2～3点質問させていただきます。

社会福祉施設等耐震化基金がもうなくなるわけですが、昭和56年以前の施設等については、今後補助金なり助成金なりが考えられるのか、また、56年以前の施設がどのくらい耐震で残っているのか、わかれば教えてくださいと思います。

○野尾健康福祉政策課長 まず、熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金について御説明申し上げます。

この基金は、平成21年の7月、国の社会福祉施設等耐震化等特例交付金の運営の通知を受けまして、うちのほうで、先ほど申しました特例条例を施行して、国が運営要領をつくっています。それに基づいて基金を造成し

て、基金を取り崩しながら、施設の耐震化及びスプリンクラー等の特別対策事業をやってきております。

基金の造成額というのが全体で約44億円でございます。これに基づいて平成21年度から26年度まで事業を実施しております、件数としては95件の申請があり、取り崩し額は、やはり44億円程度ということになっております。

ですから、この対象と申しますのが、高齢の施設を除きまして、県内の障害関係施設と児童福祉施設、救護施設を対象としております。高齢の施設は、別の整理でやらせていただいているのが現状でございます。

大体、私のほうからの説明は以上でございますが。

○岩本浩治委員 あと残っている部分は、何か県独自の助成金とか国の補助制度を使うとかいうことが考えられるのでしょうか。

○野尾健康福祉政策課長 今回やりましたのは、先ほど申しましたように、21年度に造成した基金に基づいて事業をやってきたと。

委員が御指摘なのは、今後どうするんだというお話だろうと思いますが、これについては、まず、この基金は廃止して、残金は全て国庫に返納します。それでは今後震災復興についてどうやっていくのかは、政府に対して要望しておりますように、今いろいろな諸調査をやりまして、それで、必要な額を積み上げて国のほうに制度要望をしている段階でございます。

以上でございます。

○岩本浩治委員 わかりました。

○池田和貴委員 今に関連してなんですが、まず1つは、今回基金なくなりましたので、これは国庫のほうに返還だと思うんです

が、幾ら返還されたのかというのを教えていただきたいというのが1点と、もう一つは、今、岩本委員もおっしゃいましたが、今回の熊本地震を経験して、やはり昭和56年以前に建てられた建物の被災が大きかったとすると、その検証も多分そういうふうになっているんだと思うんですね。だからこそこういう震災の前に、そういう設備の更新をしてもらうようなことを含めてこういう基金ができているんだと思うんですよ。そういった意味では、熊本の地震を踏まえた上では、今残っている施設については、やはり早急にできるような制度設計をしていかないといけないのではないかというふうに思いますので、今国のほうに要望されているというところでございますが、しっかりとやっていただきたいということを要望させていただいて——済みません、質問の答えをお願いします。

○野尾健康福祉政策課長 基金残高が23万9,266円になっております。

○池田和貴委員 わかりました。

○浦田祐三子委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 確認になると思いますけれども、健康危機管理課のこの食鳥肉処理の安全対策で、これは、カンピロバクターが対象で、全国で4カ所ということで、どのような形でやるのかというのをもしわかれば、もし難しければ後で教えていただければと思います。

実際問題、鶏肉というのはカンピロバクターもありますし、あと、サルモネラもあります。その2つが、恐らく食中毒の中で今大きく、ノロウイルス以外だと大きいと思うんですけれども、その2つもこの鶏肉に関するもので、これもあわせてやれるのかどうか教えて

もらいたい。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課です。

今回は、カンピロバクターに限定いたしましてやります。

実験方法は、通常の方法に冷凍処理等を加えまして、国内、国外で研究されています実験方法をもとに、それを実証してやるということで、鹿児島と宮崎と熊本と青森で、4県で合同で実施する予定にしております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○池田和貴委員 2点お尋ねをしたいと思えます。

まず1つは、高齢者支援課の3ページ、民生施設補助災害復旧費、138施設で31億4,700万ということで今回出ておりますが、これで終わりなんですかね、それともまだ継続中で、今後その調査で被災を受けたのが判明したのは今後またやっていくことになるのかどうなのか教えていただきたいと思えます。

○谷口高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

ただいま御質問いただきました民生施設の補助災害復旧費の高齢者施設関係でございますけれども、現在予算計上しておりますのは、現在要望が上がってきている被害額を積み上げているものでございますけれども、かなり現在でもまだ、非常にある程度規模が大きい施設等もあって、また被害額の確定というの、なかなか業者さんがかまらないうるか、まだ確定できない状況になっているところもございます。

現時点では、今回予算をお願いしましたこの金額の中でおさまるのではないかなというふうには思っておりますが、また今後いろいろ被害額というのが明らかになってきます

と、これを超えるということも想定しておかなければいけないと思っております。

そういった場合につきましては、また改めて予算の計上をお願いすることも今考えておるところでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 わかりました。

今御説明にあったように、まだ本当、確定できない施設は結構あるのではないかと思うんですね。これだけの被害ですし、また、業者の人たちも、事業者の人たちも回ってないというところもありますので、そこは、この金額におさめようとはせずに、やっぱりきちんと話は聞くようにしていただきたいというふうに思います。

もう一点が医療政策課なんですけれども、14ページ、歯科行政費で192万8,000円でございます。これは今回だけの問題ではないんですけれども、もう長年の課題であると思えますが、この障害者の人たちの口腔ケア、これは、歯科医師会のほうがかなりの自分たちのほうで負担をしながらやってきたという実績があるわけですね。各都道府県、九州各県のこういう障害者の歯科ケアに対する支出等を見てみると、やはり熊本県は決して高くはないというふうに理解をしているところでございます。

そういった中で、今後ますますここは重要になってくるというふうに思っていますし、歯科医師会の方々も懸命にされているんですけれども、ぜひここは、今回のこの補正のこれでは多分厳しいのではないかというふうに思っておりますので、ぜひ考えていただきたいということがまず1点と、その中で、実はこの口腔保健センターの所在地がやっぱり熊本市内にあるわけですね。県の歯科医師会の隣にございます。利用者を見てみますと、約8割以上がこれは熊本市内在住の方なんですよね。ということは、もちろん熊本県

としてやるべきところなんです、やはり熊本市さんとも何らかの話をして私はいいいのではないかという気はしているんですよ。そういった意味では、ここは、県と市と話し合いの場を持ちながら何とかやっていける方向性ができないかと思っているんですが、これはいかがでしょうか。

○松岡医療政策課長 口腔保健センターの助成についてですが、今委員御指摘のとおり、このセンターは赤字で経営をされているようです。いわゆる県の歯科医師会からの繰り入れが100万余りあるというふうになっております。

県のほうでは、運営費として、補助金の額につきましては少しずつ下がってきて、最近はこの額でほぼ同じ額の補助になっておりますが、熊本市のほうも、県の補助額の2分の1を補助していただいております。ただ、やはり財政状況とほかの団体とのバランスの関係、県も一緒なんです、額については、なかなか上げられていないというところでございます。

利用者につきましては、今お話ありましたように、熊本市がやはり8割ぐらいになっております。全体の利用者も2,800名余りということで伺っておりますので、今後は、非常にこの障害児者の診療拠点、数も含めてふえることが理想ではありますので、どういう支援の形ができるのか、県のほうでは、運営費だけではなくて、これまでは歯科診療ユニットとかそういうものも設備をされる場合には、この運営費とは別に補助をしたというようなことも過去にはありますので、そういうそれぞれの歯科医師会さんのほうの状況だとか、現場の当事者の方の御意見等も含めて、どういう支援ができるのかは熊本市とも情報交換しながら検討していきたいと思っております。

○池田和貴委員 わかりました。どうぞよろ

しく御検討のほうをお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○岩本浩治委員 11ページにあります母子福祉費、児童施設費、これも、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸し付けとか、児童養護施設退所者の資格取得、自立を支援するための貸し付けとか、非常にすばらしい中身だと思っておりますが、この団体に貸し付ける、そして団体がどういうふうな周知徹底を各市町村に進めているのか、わかればそこを教えていただければと思うわけでございますが。

○富永子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

ひとり親の資格取得に関する貸付金でございます。入学準備金と就職準備金を貸し付けようとするものでございますが、この事業につきましては、もともと資格を取得する機関におられる間に貸し付けをしておきまして、その貸付金をお出ししている方に対して入学準備金、それから就職準備金をお渡しする、貸し付けるという事業になります。

現在、養成機関、養育機関で資格を取得している方についての給付金につきましては、県社会福祉協議会がその給付を行っております。その分につきましては、社会福祉協議会を通じて周知をするという形になります。こちらの資金の貸し付けを受けられる方というのが、高等職業訓練促進給付金、資格を取得される養成機関に入っていらっしゃる間に給付金を受けていらっしゃる、この給付金を受ける方に対して入学準備金と就職準備金を貸し付けるという形になっておりますので、社協を通じてお話をすることになります。

今後この事業が始まることとなりますので、制度の中身につきましては、今後検討し

てまいりたいと思います。

また、下のほうの事業でございます児童養護施設等退所者自立支援資金貸付事業費補助、こちらにつきましては、児童養護施設を退所される方が年間約50人程度おられるんですけども、この50人の方々に対して、就職をされる方または進学をされる方に対して貸し付けるという形になっております。こちらにつきましても、児童養護施設におられる方でございますので、児童相談所が措置をしたという経緯がございます。それから、継続して支援をしておりますので、児童相談所と継続して支援をしている職員等と連携をいたしまして、通知をしていきたいと思っております。

○岩本浩治委員 わかりました。

○浦田祐三子委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第8号及び第9号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは次に、今回付託された請第12号を議題といたします。

請第12号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課です。

この請願は、今回の震災でペットと避難された方に対し、仮設住宅への入居についての配慮及び被災動物の救護活動への協力を求める請願です。

現状について御説明申し上げます。

まず、公営住宅につきましては、県営住宅の約100戸を被災者の方々向けに無償提供し、既に入居も始まっておりますが、従来から原則ペット不可としております。このため、今回も同様の手続を進めています。市町村の既存の住宅も同様とのことです。

一方で、今回新たに県が整備いたします応急仮設住宅につきましては、地域防災計画に基づきまして管理運営を行います市町村に対し、県からペットの受け入れへの配慮を要請いたしまして、現在、全ての市町村で配慮する旨の回答をいただいております。

次に、被災動物の救護活動につきましては、迷子犬等の保護を保健所等で実施するとともに、支援物資を全国から調達し、飼い主の方々へ配付いたしております。また、避難所には、動物愛護団体の方々が多く入られ、飼い主への相談など、支援活動を行っております。5月27日には、被災ペットへの取り組みを円滑に進めるため、県と熊本市、熊本県獣医師会でペット救護本部を立ち上げたところでございます。

以上が本県の仮設住宅及び被災ペットへの対応状況でございます。

○浦田祐三子委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、次に移ります。

採決に入ります。

請第12号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第12号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、請第12号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入りますが、委員から何かありませんか。

○濱田大造委員 1点質問があるんですが、今回の震災で行政とボランティアのかかわり方というのが問われたと思うんですが、私もちょっと知らなかったんですが、県は直接的なボランティアの窓口を持ってないということで、社会福祉協議会がその代行というか、かわりを、役割を担うと。今回、県として、何かボランティアとのかかわりで何か足りないところとかそういうのがもしあったとしたらどういうところなのか、ちょっと聞かせてください。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

まず、県の窓口といたしましては、福祉のまちづくり室にボランティア班をつくっております。あと、これは両輪の形でして、行政は行政で縦系列、あとは、社協は社協で市町村社協と縦系列でやっていくと。

あと1つ、今回の震災の大きなポイントといたしましては、Jボアードと申しまして、

東日本震災でさまざまなボランティア団体が個別に活動しているのを一つの組織にまとめたいということで、内閣府もちょっと若干絡んでいると思うんですが、そのJボアードが熊本県に入ってきていただいた。県庁の駐車場の横の会議室に入ってきていただいて、その中で、火の国会議と申しまして、県社協、県、内閣府、そしてJボアードに入ってきていただいて、ボランティア活動はどう進めていったらいいか、例えば、連休中でしたらかなり、報道でもあったように、人が押しかけて、なかなか打ち切られてしまったとかそういう課題もありましたから、それを事前調整したり、今度は、連休明けまして、逆に、今からが一番ボランティアが必要な時期で、仮設住宅への入居とか御自宅の片づけとか、そこで人が必要という部分があります。それについて、それではどういうふうな働きかけをしていったらいいかとかを議題といたしまして、今いろんな議論をしていただいて、例えばボランティアの募集でしたら、九州経済産業局のほうにお願いして、そういうふうな経済団体に申し入れをしていただくとか、そういうふうに、行政とボランティアがどうやったら連携してやっていけるかを議論しながらやらせていただいています。

これが今回の震災の特徴でございますが、と言いつつも、なかなかやはり当初時、私の感想で申しわけないんですが、やはりゴールデンウィーク時に、熱き思いで人が入ってきていただいて、それがなかなか、発災直後は、まだ市町村としても受け入れの体制がとれてないとか、まだ余震が続いて、なかなか片づけで部屋の中に入れないとか、そういうふうな物理的な状況もありまして、ボランティアの方たちの熱い気持ちを若干そうやって全部充実していただいてない部分があるので、無駄にしたという部分があります。しかし、これについて、もう少し時間を置いて課題を整理した上で、次の本県における災害等

にどうボランティアの方たちの位置づけ、そして役割をしていくかを検討はしていきたいと思えます。

しかし、今回は、そのように全国的なJボアードさんが入ってきていただいて、いろいろなアドバイス、東日本の先例を出していただいて、一つ先一つ先を教えていただいているので、これまでの対応よりは一歩進んだ対応ができたのではないかなと、私個人としては思っております。

以上でございます。

○増永慎一郎副委員長 まず、今回の震災発災後、今のボランティアの件なんですけど、県社協がそれぞれの町の社協に対して、まだ受け入れをやるなということと言われたと思えます。

今、何か話を聞くと、いろいろ県社協が窓口になってやられているような感じなんですけれども、今、例えばボランティアセンター等は、各市町村の社協が運営をしていると思うんですね、中心となって。ただ、あるところでは、その町の社協と別にボランティア団体が来て、2つの窓口でやっているところもあります。非常にその辺はわかりにくい部分もあって、一部、ツイッターとかでは炎上しているところもあるんですけれども、そういったことに関しては、何か情報とか、県としては、各町の社協を窓口にしてほしいとかそういった要請はなさっているんですかね。

○野尾健康福祉政策課長 委員おっしゃったように、一部の市町村では、社協が窓口になってボランティアセンターをつくって、そこに登録していただいて従事していただく。これが一つの窓口としてはしています。それとは別に、いろいろな団体が入っていらしゃって、個別に活動していただいているというのが特に被災が大きい地域ではあったのは事

実として認識しています。

その点についてどうしていくかは、先ほど申しましたように、私たちも課題と認識しておりますので、今私個人としては、市町村社協を窓口としたやり方がベストか、ベターかなと思っておりますが、その具体的ないろいろ入ってきていらっしゃる団体の方と行政がどうコンタクトをとってやっていくかというのは、もう少しお時間をいただいて検討させていただこうと思っております。

しかし、今の市町村社協を中心としたやり方が、やはり行政と社協という関係上、それが一番私としてはいいのかなと今思っておりますが、市町村社協がまとめて行政と話をしながら、それにボランティアの方も入っていただいて、話し合いの場を持って運営していくやり方が一番効率的なような感じがいたします。

○増永慎一郎副委員長 ということは、例えば、今時間をかけてやっていくということなんですけれども、これは、時間かけよったらもうボランティア要らなくなるんですよね。ですから、その辺は早目にさせていただきたいんですけれども、要は、ボランティアを各市町村の社協が窓口となって一本化したほうがいいというふうに県のほうから指導されているわけではないんですか。

○野尾健康福祉政策課長 指導と申しますか、市町村社協が窓口になってボランティアセンターをつくってくださいというのは、県社協を通じて話をしていると思えます。県社協もボランティアセンターを持っていますので、その下のほうの市町村社協で窓口をつくってボランティアの受け付けをやっているのは事実でございます。

○増永慎一郎副委員長 なら、自治体で、例えば堂々と社協ともう1つ別のところでボラ

ンティアセンター立ち上げて、何か対立するような形でやっているところもあるんですよ、実際。要は、社協に行くちょっと手前にテント建てて、そこでもうそこがいかにもボランティアの受け付けだということもあるんですよ。ですから、そういった部分はやっぱりきちんとやっとなないと、何か東日本大震災では、いろんなお金絡みとかそういった部分でトラブルがあったというふうに聞いていますので、その辺は、それぞれの町が主体を持ってやられていると思うんですけども、一応社協長に、町長さん、首長さんがなっているパターンが多いと思うんですが、やっぱりちょっとどういう実態があるのかをきちんと調べられて、こうたがいいよ、ああたがいいよというのをやっぱりちょっと県のほうでもある程度中に入ってやられたほうがいいんじゃないかというふうに思いますので、もうここから先はちょっと要望なんですけれども、今言ったようなことをぜひやっていただきたいなというふうには思っております。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

○池田和貴委員 これはお願いなんですけど、皆さん本当、発災後1カ月半、本当に大変であったと思います。厚生部門が一番県民の生活に身近なところが多いので、本当、さまざまな多種多様な要望があって、それに全て100%応えるのはやはりかなり大変だろうというふうに思うんですね。

当然これだけ大きなものは想定以上の震災であったので、いろいろ皆さんがやってこられた中で非常に困ったこととか、やっぱり対応不能だったようなこともたくさんあったのではないかなと思うんですね。これはぜひ、皆さん方がやられたのを記憶が鮮明なうちに、自分たちにとって決して——これを言ううち

よっと周りから批判されそうだと思うようなことも、やっぱりここはまとめてきちんと情報として出した上で、今後のこういう直下型の地震があった場合の教訓として、そのほかで同じようなことがあったときに、熊本ではこういう問題があったので、ここをそういったものを倣ってやったので、大分混乱が少なくなつたとか、やっぱりそういう次の教訓に生かせるように、ぜひやっていただきたいというのを要望したいというふうに思います。

こういったのが多分、今、日本全国の人からいろんな義援金いただいたりとか支援していただいておりますが、こういった自分たちの学んだ経験に基づく教訓、このときにこういう対応をしたとかということを残すということが、全国から支援していただいた人たちへの恩返しの一つにもなるというふうに思いますので、皆さん方には、大変な作業を続けながらだと思いますが、ぜひここは私やっていただきたいというふうに思うところでございます。

できれば、部長、何か一言あれば。

○古閑健康福祉部長 実は、今回被災したときに、いち早く、宮城県とか岩手県とか新潟県とか、いわゆる過去大きな災害を受けた職員の皆様からいろんな、今先生がおっしゃった失敗談も含めて、アドバイスをたくさんいただきました。我々としては、そこら辺のアドバイスを受けながら、少しでも一歩先、二歩先の対策を打てるように今回取り組んできているところでございます。

実は、知事のほうからも、今回のさまざまな取り組みなり、反省点含めて、記録にきっちり残すようにという指示もいただいておりますので、委員の御指摘踏まえまして、しっかりとそこら辺は対応していきたいというふうに考えております。

○池田和貴委員 知事のほうからもそういう

指示が出されているということなので、ぜひやっていただきたいというふうに思っております。

もう議員のほうも各現場に入っているいろいろなこと、それぞれにやっぱりいろんなことは、それぞれの価値の中でこういうのはおかしいのではないかと、思うんですね。そういったものも含めて、今後皆さん方がまとめたものを見せていただいて、私たちの体験から得たものもきちんと議論ができればいいかなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかに何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が7件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたしております。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして第3回厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時24分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長